

## 改正案

現行

## (自己資本)

第二条 法第五十二条第一項に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 新株式申込証拠金

三・四 (略)

五 その他有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。）

五の二 (略)

六 次のイからホまでに掲げるものにあって、その額（ニに掲げるものにあっては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額（ホにおいて「算入限度額」という。）を限度として、ホに掲げるものにあっては基本的項目の額から控除資産の額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とする。）の合計額が基本的項目の額に達するまでのもの

イ その他有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正となる場合における当該評価差額をいう。）その他前各号に掲げるもの以外の貸借対照表の純資産の部に計上されるもの

ロ～ホ (略)

2～6 (略)

## (控除すべき固定資産等)

第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第一号に掲げるものを除く。）

イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産の流動化に関する法律

## (自己資本)

第二条 法第五十二条第一項に規定する資本、準備金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 新株式払込金又は新株式申込証拠金

三・四 (略)

五 その他有価証券評価差額金（貸借対照表の資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。）

五の二 (略)

六 次のイからホまでに掲げるものにあって、その額（ニに掲げるものにあっては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額（ホにおいて「算入限度額」という。）を限度として、ホに掲げるものにあっては基本的項目の額から控除資産の額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とする。）の合計額が基本的項目の額に達するまでのもの

イ その他有価証券評価差額金（貸借対照表の資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正となる場合における当該評価差額をいう。）その他前各号に掲げるもの以外の貸借対照表の資本の部に計上されるもの

ロ～ホ (略)

2～6 (略)

## (控除すべき固定資産等)

第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第一号に掲げるものを除く。）

イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債及び資産の流動化に関する法律

(平成十年法律第百五号) 第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの、コマーシヤル・ペーパー(法第二条第一項第八号に掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下この号及び別表第十五において同じ。)、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの及び売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。)

口・ハ (略)  
五 (略)  
2～6 (略)

(基礎的リスク相当額)

第十八条 (略)

2 各事業年度の決算において会計処理をした営業費用がある場合には、当該営業費用の額を前項に規定する営業費用の合計額に加算し、又はこれから控除しなければならない。

3・4 (略)

(平成十年法律第百五号) 第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。)に係るもの、コマーシヤル・ペーパー(法第二条第一項第八号に掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下この号及び別表第十五において同じ。)、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの及び売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。)

口・ハ (略)  
五 (略)  
2～6 (略)

(基礎的リスク相当額)

第十八条 (略)

2 各事業年度の決算において会計処理をした営業費用がある場合には、当該営業費用の額を前項に規定する営業費用の合計額に加算し、又はこれから控除しなければならない。

3・4 (略)

証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十七年内閣府令二十一号）

改正案		現行	
別表第4（第6条第3項関係）		別表第4（第6条第3項関係）	
有価証券等の区分	率	有価証券等の区分	率
(略)	(略)	(略)	(略)
・新株予約権証券	<u>同一の発行者が発行する株券等について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率に4を乗じた率</u>	・新株予約権証券 ・新株引受権証書 ・優先出資引受権証書	<u>同一の発行者が発行する株券等について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率に4を乗じた率</u>
(略)		(略)	
備考		備考	
<p>新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、転換社債券又は新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。</p>		<p>新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新株引受権証書に係る権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、転換社債券又は新株引受権証券若しくは新株引受権証書の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。</p>	
別表第18（第17条第1項、第2項関係）		別表第18（第17条第1項、第2項関係）	
(略)		(略)	
備考		備考	
1～4 (略)		1～4 (略)	
5 次に掲げる者については、上記取引先の区分にかかわらず、取引先の区分に応じて乗じる率を一律100%とする。		5 次に掲げる者については、上記取引先の区分にかかわらず、取引先の区分に応じて乗じる率を一律100%とする。	
(1) (略)		(1) (略)	

- (2) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行った者又は外国の法令に基づき同種類の申立てを行った者  
(3) 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けた者又は外国の法令に基づき同種類の判断を受けた者  
(4) (略)  
6・7 (略)

- (2) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てを行った者又は外国の法令に基づき同種類の申立てを行った者  
(3) 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令を受けた者又は外国の法令に基づき同種類の判断を受けた者  
(4) (略)  
6・7 (略)